

山形県へ避難されている皆様へ

原子力損害賠償

に関する最新情報

をご説明いたします



7/12
(日)

山形市
総合福祉センター

(会場詳細については裏面をご参照ください)

第1部 説明会 10:00～12:00

第1部・第2部
とも無料です

- 今後の生活再建に大きく関わる「住居確保にかかる費用」の賠償内容を中心に解説いたします。
- 避難指示区域（帰還困難区域・居住制限区域・避難指示解除準備区域）から避難されている方々が対象です。

第2部 個別相談会 13:00～16:00
〔各組60分〕

- 弁護士が原子力損害賠償全般のご相談に対応します。
- 原子力発電所事故で損害を受けた方々全員が対象です。

★ 定員制のため、第1部・第2部とも**事前予約**をお願いいたします。

予約ダイヤル  **0120-330-540**

● 予約受付時間 9:00～17:00 (土日祝日も受付)

【会場】 山形市総合福祉センター

3階 会議・研修室 2

住所：山形県山形市城西町2-2-22

【周辺案内図】



★ 無料専用駐車場がございます。

機構の相談会では、弁護士がさまざまなご質問・ご相談に対応いたします。

〔住居確保損害に関するご質問の例〕

東電から請求書が届いたが、賠償上限金額について詳しく教えてほしい。

マンションを購入する場合も住居確保損害は適用されるか？

中古住宅を購入してリフォームする費用は支払われるか？

〔その他ご質問の例〕

ADR(原子力損害賠償紛争解決センター)への申立て方法を教えてほしい。

家財の個別賠償について詳しく知りたい。

自主的避難の賠償について知りたい。

ご予約をお待ちしております。